様式第４号

モビリティデータ等の活用による地域交通サービスの

課題分析及び対策検討支援業務共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一　福岡県発注に係るモビリティデータ等の活用による地域交通サービスの課題分析及び対策検討支援業務の受託

二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　事業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　事業体は、令和○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後１２か月以内を経過するまでの間は解散することができない。

２　業務を受託しなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　事業体の構成員は、次のとおりとする。

（住所）○○県○○市○○町○○番地

（名称）○○株式会社

（住所）○○県○○市○○町○○番地

（名称）○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　事業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　事業体の代表者は、委託事業の履行に関し、事業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45 年法律第48 号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、事業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、事業体の解散後、事業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資割合は次のとおりとする。ただし、第１０条に定める分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて出資割合の変更があるものとする。

（構成員）○○株式会社　　　○○％

（構成員）○○株式会社　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　事業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（分担業務）

第１０条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（業務内容）○○の○○業務 ○○株式会社

（業務内容）○○の○○業務 ○○株式会社

（構成員の責任）

第１１条　各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い、事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１２条　事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、事業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１３条　事業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１４条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１５条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１６条　構成員がその分担事業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１１条に規定する事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１７条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１８条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、事業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３　第１項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１８条の２　事業体は、構成員のうちいずれかが、業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１９条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第１８条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（知的財産権）

第２０条　構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、　別途、定めるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２１条　事業体が解散した後においても、業務につき契約内容に適合しない場合は、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第２２条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社、○○株式会社・・・は、上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　○年○○月○○日

○○○○○共同事業体

代表者

○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

構成員

○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印